



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ナガイレーベン株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤登 一郎
(コード番号 7447 東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 大野 和城
(TEL. 03 - 5289 - 8200)

「内部統制基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法改正に伴い「内部統制基本方針」を下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

(下線は改定箇所であります。)

内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社並びに当社及び子会社から成る当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範として、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を整備する。また、その徹底を図るため、総務部が、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。内部監査部門は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、代表取締役社長及び監査役会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。反社会的勢力の不当要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項については、それぞれの担当部署にて、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討する。組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、

月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項に関しては、毎週月曜日に開催される経営会議において議論し、取締役会にて執行決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとし、会議等を通じて全社に周知徹底する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役と子会社ナガイ白衣工業株式会社取締役との間の連携を図るため、定期的にグループの役員による会議を開催し、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

関係会社管理規程に従い、子会社の事業部門に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。本社管理本部は子会社ナガイ白衣工業株式会社総務部と連携し、これらを横断的に推進し、管理する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、直属の上司等の指揮命令を受けないものとする。

当該指示を受けた使用人の異動等については、監査役の意見を聞くものとする。

7. 当社の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。

当社の監査役は、子会社の取締役、監査役並びに使用人その他これらの者から報告を受けた者に対して、監査役の職務の執行に関する情報について報告を求めることができる。

当社グループは、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはしないものとする。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、その費用が監査役職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理する。

9. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換を設定する。

また、監査役は、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図る。

以上